三　策定すべき技術基準の概要又は行うべき技術基準の変更の概要
四　申出に係る技術基準を策定し、又は変更すべき理由
五　申出に係る技術基準の原案に適合する無線設備が他の無線局に混信その他の妨害を与えないこととについての試験の結果その他の原案の妥当性の評価に資する事項
六　申出人が従事している事業の種類及びその内容（申出人が法人又は団体であるときは、その法人又は団体の目的及び事業の内容）

2　総務大臣は、申出の審査に際し、必要があると認めるときは、申出人に出頭又は資料の提出を求めることができる。

第三十三条第六号⑴を次のように改める。

⑴　基地局（第十五条の二第二項に規定するものであつて、設備規則第四十九条の六の三第一項及び第四項、第四十九条の六の四第一項及び第四項、第四十九条の六の五第一項及び第四項、第四十九条の六の九第一項及び第四項、第四十九条の二十八第一項、第二項、第五項及び第七項又は第四十九条の二十九第一項、第二項、第五項及び第七項に規定する技術基準に適合する無線設備（第四十九条の二十八第一項、第二項、第五項及び第七項に規定する技術基準に適合するものにあつては、送信バースト長が五ミリ秒のものに限る。）を使用するものに限る。以下「フェムトセル基地局」という。）

第三十八条の二中「、無線検査簿」を削る。

第三十八条の三第一項中「無線検査簿、」を削り、同条第三項中「、無線検査簿」を削る。

第三十九条を次のように改める。

第三十九条　総務大臣又は総合通信局長は、法第十条第一項、法第十八条第一項又は法第七十三条第一項本文、同項ただし書、第四項若しくは第五項の規定による検査を行い又はその職員に行わせたとき（法第十条第二項、法第十八条第二項又は法第七十三条第三項の規定により検査の一部を省略したときを含む。）は、当該検査の結果に関する事項を別表第四号に定める様式の無線局検査結果通知書により免許人等又は予備免許を受けた者に通知するものとする。

（無線局検査結果通知書等）

2　免許人等は、検査の結果について総務大臣又は総合通信局長から指示を受け相当な措置をしたときは、速やかにその措置の内容を総務大臣又は総合通信局長に報告しなければならない。

第四十二条の二を第四十二条の三とし、同条の前に見出しとして「（報告）」を付する。

第四十二条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「人工衛星局の無線設備の設置場所の変更命令を受けた免許人の報告」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第四十二条の二　法第七十八条の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置は、次の表の上欄に掲げる無線局の無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。ただし、当該無線設備のうち、設置場所（移動する無線局にあつては、移動範囲又は常置場所）、利用方法その他の事情により当該措置を行うことが困難なものであつて総務大臣が別に告示するものについては、同表の下段に掲げる措置に代え、別に告示する措置によることができる。

（電波の発射の防止）

無線設備	必要な措置
一　衛星非常用位置指示無線標識、捜索救助用レーダートランスポンダ、捜索救助用位置指示送信装置、設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備、航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機	電池を取り外すこと。
二　放送局及び固定局の無線設備	空中線を撤去すること（空中線を撤去することが困難な場合にあつては、送信機、給電線又は電源設備を撤去すること。）。
三　人工衛星局その他の宇宙局（宇宙物体に開設する実験試験局を含む。以下同じ。）の無線設備	当該無線設備に対する遠隔指令の送信ができないよう措置を講じること。
四　特定無線局（法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）の無線設備	空中線を撤去すること又は当該特定無線局の通信の相手方である無線局の無線設備から当該通信に係る空中線若しくは変調部を撤去すること。
五　その他の無線設備	空中線を撤去すること。

第四十三条第三項中「の免許人」の下に「又は特定無線局の包括免許人」を加え、「（宇宙物体に開設する実験試験局を含む。以下同じ。）」を削る。

第四十五条の二の次に次の一条を加える。

（準用規定）

第四十五条の二の二　第三十二条の九の二の規定は、法第百条第五項において準用する法第三十八条の二第一項の規定による申出について準用する。

第五十一条の九の二第一項第九号中「第三十八条の二第二項」を「第三十八条の二の二第二項」に改める。

第五十一条の九の十第二項中「（包括免許に係る特定無線局を含む。以下この項において同じ。）」を削る。

第五十一条の九の十一第一項第一号中「掲げる無線局」の下に「（第三号及び第四号に掲げるものを除く。）」を加え、同項第二号中「掲げる無線局」の下に「（第五号に掲げるものを除く。）」を加え、同項第三号中「次号」の下に「及び第五号」を加え、同項第四号中「包括免許人が開設する第二号に掲げる無線局を通信の相手方とする包括免許に係る特定無線局」を「包括免許に係る特定無線局（法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）であつて、包括免許人が開設する第二号又は次号に掲げる無線局を通信の相手方とするもの」に改め、同項に次の一号を加える。

五　包括免許に係る特定無線局（法第二十七条の二第二号に掲げる無線局に係るものに限る。）　当該特定無線局の無線設備の設置場所とすることができる区域

第五十一条の九の十一第二項第一号中「当該無線局及び当該特定無線局の免許人が同一の者である場合に限る。」を「法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。」に改め、「するものである場合」の下に「（当該無線局及び当該特定無線局の免許人が同一の者である場合に限る。）」を加える。

第五十一条の十の五中「第二十四条の三第二号」を「第二十四条の四第二号」に改める。

第五十一条の十一の二第一項各号列記以外の部分中「表示者」の下に「（法第百三条の二第十一項の表示者をいう。以下同じ。）」を加える。